

長野県リニア中央新幹線地域振興推進本部設置要綱

(目的)

第1条 リニア中央新幹線の整備促進及びリニア中央新幹線の整備効果を地域振興に活かすため、長野県リニア中央新幹線地域振興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) リニア中央新幹線に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認める場合に、本部員以外の者を本部会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 本部会議は、原則公開とする。ただし、本部会議において公開が適当でないと認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議)

第4条 本部会議は、本部長が招集し、その会議を主宰する。

(連絡会議)

第5条 本部の運営を円滑に行うため、本部に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、座長及び委員をもって組織する。
- 3 座長は、リニア整備推進局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 5 連絡会議は、座長が招集し、その会議を主宰する。
- 6 座長は、必要があると認める場合に、委員以外の者を連絡会議に出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 具体的な施策等の研究・検討・展開を進めるため、関係する第5条第4項

の委員との協議により、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。

- 2 チームの座長はリニア整備推進局長をもって充てる。
- 3 チームの会議及び構成員は、座長が必要に応じて招集する。なお、必要があると認められるときは、構成員以外の者にも会議への出席を依頼することができる。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、建設部リニア整備推進局に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、リニア整備推進局長をもって充てる。

(現地推進本部)

第8条 上伊那、南信州及び木曽地域振興局管内における第2条に規定する事務の広域的な連携を図るため、現地推進本部を置く。

- 2 現地推進本部は、現地推進本部長及び現地推進本部員をもって組織する。
- 3 現地推進本部長は南信州地域振興局長をもって充て、現地推進本部員は別表第3に定める職にある者をもって充てる。
- 4 現地推進本部長は、本部長の命を受けて現地推進本部の事務を掌理する。
- 5 現地推進本部の会議は、現地推進本部長が招集する。
- 6 現地推進本部の庶務は、南信州地域振興局リニア活用・企画振興課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、現地推進本部の運営に関し必要な事項は現地推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

危機管理部長	企画振興部長	交通政策局長	総務部長
県民文化部長	健康福祉部長	環境部長	産業労働部長
観光スポーツ部長	農政部長	林務部長	建設部長
公営企業管理者	教育長	リニア整備推進局長	
上伊那地域振興局長	南信州地域振興局長	木曽地域振興局長	

別表第2（第5条関係）

部局名	委員職名
危機管理部	消防課長
企画振興部	総合政策課長、地域振興課長、交通政策課長
総務部	人事課長、財政課長
県民文化部	県民政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
環境部	環境政策課長
産業労働部	産業政策課長
営業局	営業局次長
観光スポーツ部	山岳高原観光課長
農政部	農業政策課長
林務部	森林政策課長
建設部	建設政策課長、リニア整備推進局次長、リニア整備推進局次長
企業局	経営推進課長
教育委員会事務局	教育政策課長
上伊那地域振興局	企画振興課長
南信州地域振興局	副局長（リニア活用推進担当）、 リニア活用・企画振興課長
木曽地域振興局	企画振興課長

別表第3（第8条関係）

上伊那地域振興局長	木曽地域振興局長	伊那建設事務所長
飯田建設事務所長	木曽建設事務所長	